

令和7年度「神戸海外観光ネットワーク拠点業務（フランス）」委託事業者 公募要領

1. 委託業務名

令和7年度 神戸海外観光ネットワーク拠点業務（フランス）

2. 業務の目的

現地の旅行動向に関する各種データやニーズ・トレンド等のマーケティング情報を収集するとともに、現地の訪日旅行に関わる有力旅行会社やメディア（以下、「現地旅行社・メディア等」という。）との精通したネットワークを活用し、現地ならではの継続的なセールスおよびプロモーション活動を行うことにより、神戸を含む旅行商品の造成およびメディア露出を促進し、神戸へのさらなるインバウンド誘客を図る。

3. 設置拠点

フランス

4. 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

5. 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

※令和8年度以降の業務について、継続的に拠点を設置する場合、業務状況が良好な状況であるときは、最大3年を上限に随意契約を締結できるものとする。（令和10年3月31日まで）

6. 委託金額

3,000千円（円建て、税込）

仕様書に記載の業務にかかるすべての費用を含む。

※委託金額については、契約締結後6ヶ月以内および業務終了後の2回に分けて半額ずつを支払う。

7. 応募資格

下記要件をすべて満たすこと（法人、個人は問わない）。

- ① 現地に活動拠点を有しており、日常的に現地で訪日プロモーション活動を行っていること。
- ② 現地旅行会社、航空会社やメディア、インフルエンサー等とのネットワークを有していること。
- ③ これまでに本事業と同種または関連する活動実績があること。
- ④ 日本語および業務を行う拠点で、主に話されている言語（フランス語）により業務上の交渉が可能な語学力を有していること。
- ⑤ 守秘義務を遵守できること。
- ⑥ 現地での業務を合法的に行っていること。
- ⑦ 会社更生法および民事再生法等による手続きをしている団体でないこと。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団およびそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

- ⑨ 公租公課の滞納処分を受けていないこと。
- ⑩ 過去に禁固以上の刑に処せられたものでないこと。または、その執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
- ⑪ 成年被後見人、被保佐人または被補助人でないこと。

8. スケジュール（予定）

2025年

3月19日(水)	募集開始
3月24日(月) 17:00	質問受付締切
3月25日(火)	質問回答
4月11日(金) 17:00	応募書類 提出締切（以降、書類審査）
4月中旬	プレゼンテーション審査（書類審査通過者のみ、対面・オンライン選択制）
4月下旬	採択、契約締結
5月上旬	業務開始

9. 応募方法等

(1) 募集要領について

一般財団法人 神戸観光局ホームページ内に掲載 <https://kobe-dmo.jp/>

(2) 質問方法

質問書（様式1）に必要事項を記載し、提出先（「13. 問い合わせ先」参照）に電子メールにて送信すること（電話・FAXによる受付は行わない）。全ての質問およびそれに対する回答は、スケジュールに記載の日程で、募集要項を掲載したホームページにて公開する。

(3) 提出書類

① 応募申込書（様式2）

② 企画提案書（任意様式）

企画提案書は、別紙仕様書を十分理解したうえで、以下の項目を最低限記載すること。
様式は特に定めない。

[法人概要]

法人名、代表者、設置場所、業務内容、組織体制等あるいは履歴書

[本業務全体にかかわる実施体制]

本業務全体のマネジメント体制について、責任者や当局との連絡窓口(日本語)等を明確に記載すること。なお、旅行会社に対する営業活動・メディアに対するPR活動など、プロジェクトごとの実施体制については、以下の「具体的な施策の内容」の項目で記載すること。

[過去の類似、関連業務の実績]

現地におけるプロモーション業務、調査業務など、当事業に関連するものを記載すること。

【活動方針】

現地の訪日旅行者のニーズや消費動向、旅行会社やメディアの特性、現地における神戸のdestinationとしてのプレゼンスに対する見解等を示しながら、当業務の活動方針や方向性について提案すること。

【具体的な施策の内容】

旅行会社に対する営業活動、メディアに対するPR活動について、以下の項目を含みつつ、具体的な取り組み内容や実施体制、スケジュールについて自由に提案すること。

【旅行会社に対する営業活動】

- ・実施体制（担当者のスキル、実績等も記載）
- ・現状構築している現地旅行会社との関係性
- ・営業方法
 - ※アプローチ先、手段、ツール等について、神戸への送客において、効果的と考える方法を具体的に記載し、目指す成果も含めて提案すること。

【メディアに対するPR活動】

- ・実施体制（担当者のスキル、実績等も記載）
- ・現状構築している現地メディアとの関係性
- ・PR活動方法
 - ※アプローチ先、手段、ツール等について、神戸の観光情報の露出拡大を図る上で、効果的と考える方法を具体的に記載し、目指す成果も含めて提案すること。

【その他のPR企画等】※最低1企画

- ・実施体制（担当者のスキル、実績等も記載）
- ・企画内容
 - ※神戸の認知度・魅力向上に寄与する内容または直接的な送客を図る上で、効果的と考えられる企画案を具体的に記載すること。

③ 見積書

- ・円建てで作成すること。
- ・3,000千円を上限とすること。
- ・本邦外にて行う業務のため不課税（日本）を想定するが、税が必要な場合には見積に含むこと。
- ・見積書には積算根拠を示した内訳を記載すること。
- ・為替変動による委託金額の変更は行わないため予め留意すること。

(4) 提出方法と提出体裁

提出先に記載の電子メールで送付すること。送付の際は、件名を「令和7年度 神戸海外観光ネットワーク拠点業務（フランス）応募／事業者名」とし、PDFファイルで送付すること。

(5) 提出期限

2025年4月11日(金) 17:00

(6) 応募に関する留意事項

- ・企画提案書の作成、提出等に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- ・企画提案書等、すべての提出書類は、当事業の委託先の選考に関する目的以外には使用しない。
- ・応募書類の提出後の差し替えは認めない（ただし、当局が追記修正等を求める場合は除く）。
- ・提出期間に受信しなかった応募書類については、無効とする。
- ・企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退の申し出をすること。
- ・書類等の作成に用いる言語、通貨および単位は、日本語、日本円、日本の標準時および計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

10. 審査方法

(1) 審査方法

受託候補者の選定は、書類審査およびプレゼンテーション審査にて行う。プレゼンテーション審査は、書類審査の通過者のみ対象となり、日程については別途通知を行う。対面およびオンラインによる実施の選択制とする。

いずれにおいても、以下の評価項目に基づき、当局の複数人にて審査を行う。なお、審査内容にかかる質問や異議は一切受け付けない。

(2) 評価項目

- ・受託適正（法人また人材の知識・経験、同種業務の実績等）【20点】
- ・提案内容の有効性（業務の理解度、提案内容の具体性・妥当性・独自性・実効性等）【50点】
- ・提案内容の実現性（実施体制・業務計画等）【20点】
- ・見積（提案内容に対する価格、経費内訳の妥当性）【10点】

(3) ヒアリング

必要と判断した場合には、応募者に電話や電子メール等でのヒアリングや、追加資料の提出を求める場合がある。

(4) 審査結果の通知

各応募者に電子メールにより通知するとともに、ホームページにて公開する。

11. 契約の締結等

受託候補者に選定された者と仕様書および企画提案書に基づき協議したうえで、委託契約を締結する。なお、受託候補者が応募資格を満たしていないことや失格行為が判明した場合、その他審査結果に影響をおよぼすおそれのある不正行為があった場合は、次点者が受託候補者となる。

12. その他

- ・提出された資料に記載される個人情報については、本選考に関する目的以外では使用しない。
- ・本要領に記載の月日、時間はすべて日本時間とする。
- ・本業務によって知り得た情報および個人情報、通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用しないこと。なお、委託期間終了後も同様とする。

13. 問い合わせ先

神戸観光局 観光部 担当：羽東・太田

〒651-0087 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号（三宮ビル東館9階）

電話：078-262-1905 Email: kobe_promotion@kcva.or.jp